

補助対象となるリフォーム工事一覧（例）

工種 分類	「住みよ家」 補助率1/10（上限額：10万円）	「性能向上（省エネ）」 補助率1/5（上限額：20万円）	「性能向上（バリアフリー）」 補助率1/5（上限額：10万円）
□ 屋根	□ 屋根葺き替え	□ 遮熱・断熱性能のある屋根材への葺替え	※該当工事なし
	□ 屋根（屋上）防水シート張替え	□ 遮熱・断熱性能のある防水シート張替え	
	□ 屋根（屋上）塗装	□ 遮熱・断熱性能のある塗料による屋根塗装	
□ 外壁	□ 外壁張替え	□ 遮熱・断熱性能のある外壁材への張替え	※該当工事なし
	□ 外壁塗装（庇、雨樋、雨戸等の附帯物の塗装を含む）	□ 通常の外壁材張替えに伴う断熱材の新設 □ 遮熱・断熱性能のある塗料による外壁塗装	
□ 浴室	□ 浴槽取替	□ 高断熱浴槽への取替（ユニットバスの場合は1式全てが対象）	□ 既設浴槽より、またぎ高さの低い浴槽への取替
	□ 浴室内の改修（天井、壁、床等）		□ 床面積を広くする（面積：1.8㎡、短辺内法寸法：1.2m以上）
	□ ユニットバス取替		□ 固定式の移乗台、踏み台等の設置 □ またぎ高さ、手すり、段差、水栓の条件を満たすユニットバス取替
□ トイレ	□ 便器取替	□ 節水型便器への取替（洗浄水量：6.5ℓ以下）	□ 既設便器より、座高の高い便器への取替
	□ 便所内の改修（天井、壁、床等）	※該当工事なし	□ 和式便器を洋式便器に取替 □ 床面積を広くする（長辺内法寸法：1.3m以上、便器と壁の距離50cm以上）
□ 台所	□ 流し台取替（据置型のガスコンロや食器洗浄機は含まない）	※該当工事なし	※該当工事なし
	□ 台所内の改修（天井、壁、床等）		
□ 洗面所	□ 洗面台取替（サイドボックス等の附帯物は対象外）	※該当工事なし	※該当工事なし
	□ 洗面所内の改修（天井、壁、床等）		
□ 天井	□ 天井張替え（クロス張替え含む）	□ 最上階の天井裏への断熱材の新設（天井張替え含む）	※該当工事なし
	□ 天井塗装塗替え		
□ 内壁	□ 内壁張替え（クロス張替え含む）	□ 外部に面した壁裏への断熱材の新設（内壁張替え含む）	※該当工事なし
	□ 内壁塗装塗替え		
	□ 間仕切り壁等の改修（大工工事）		
□ 床	□ 床張替え（畳からフローアへの改修も含む）	□ 床下への断熱材の新設（床張替え含む）	□ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路の床の段差解消（既設より小さくかつ、5mm以下）
	□ 床暖房工事	※該当工事なし	□ 住戸内の床材を滑りにくいものに改修（滑り抵抗係数：C.S.R=0.4以上）
	□ 床塗装塗替え		
	□ 床組等の改修（大工工事）		
□ 基礎	※該当工事なし	□ 建物外周全ての基礎に断熱材の新設（換気口も塞ぐ）	※該当工事なし
□ 畳	□ 畳の取替、表替え	※該当工事なし	※該当工事なし
□ 手摺	※該当工事なし（既設の取替は対象外）	※該当工事なし	□ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路に手摺設置（1箇所以上）
□ 通路 出入口	□ 拡幅を伴わない場合は通常の内装及び建具工事	※該当工事なし	□ 介助用車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する（有効幅：750mm以上）

補助対象となるリフォーム工事一覧（例）

工種 分類	「住みよ家」 補助率1/10（上限額：10万円）	「性能向上（省エネ）」 補助率1/5（上限額：20万円）	「性能向上（バリアフリー）」 補助率1/5（上限額：10万円）
□ 階段	□ 勾配の緩和にならない階段の改修	※該当工事なし	□ 勾配が緩やかになる階段の設置（既存の階段の撤去を伴うもの） □ 改良により勾配が緩和される改修工事 □ 昇降リフトの新設（取替や修繕は含まない）
□ 建具	□ 外部サッシ取替	□ ペアガラス仕様のサッシへの取替 □ 二重サッシへの取替 □ 内サッシ新設	※該当工事なし □ 出入口開戸を引戸、折戸に取替 □ ドアノブをレバーハンドルに取替 □ 開閉が容易になる器具の設置
	□ 玄関ドア（引戸）取替	□ 断熱仕様の玄関ドア（引戸）への取替	
	□ ガラス取替（合わせ、網入り、強化ガラス含む）	※該当工事なし	
	□ 飛散防止フィルム貼り		
	□ 雨戸取替、新設（シャッター含む）		
	□ 網戸取替、新設、張替え		
	□ 面格子取替、新設		
□ 固定式のアコーディオンカーテン、ブラインドの設置			
□ 内部建具取替、張替え（襖・障子・戸車 含む）			
□ 配管	□ 給水管設置、取替（水道メーターから建物側のみ、給湯管含む） □ 排水管設置、取替（個人ます（取り付け管）から建物側のみ）	※該当工事なし	※該当工事なし
□ 水栓	□ 蛇口、水栓金物取替（補助対象工事に伴う場合のみ） □ タッチレス水栓設置、取替	※該当工事なし	□ レバー式水栓への取替（浴室及び便所改修に伴う場合のみ）
□ 換気扇	□ 熱交換型換気扇の設置 □ 補助対象工事に伴う換気扇の取替、新設（換気扇のみの取替、新設は対象外）	※該当工事なし	※該当工事なし
□ 照明器具	□ 補助対象工事に伴う照明器具の取替、新設（照明器具のみの取替、新設は対象外）	※該当工事なし	※該当工事なし
□ はしご	□ 折畳収納はしごの取替	※該当工事なし	※該当工事なし
□ 雨樋	□ 雨樋取替・修理	※該当工事なし	※該当工事なし
□ 車庫	□ 居住建物内の車庫改装（自家用のみ、別棟やカーポートは対象外）	※該当工事なし	※該当工事なし
□ バルコニー	□ バルコニー改修（サンルーム含む）（移設・増築は対象外）	※該当工事なし	※該当工事なし
□ 外構工事	※補助対象工事と同時施工の場合のみ対象 □ 手摺の設置 □ ポーチ、犬走の舗装及び仕上の改修 □ 門扉の改修 □ 塀の塗装 □ ウッドデッキの改修 □ 通路（階段含む）の舗装改修	※該当工事なし	※該当工事なし
□ その他	□ 庇の張替等、板金工事 □ その他（上記以外の改修工事）	※該当工事なし	※該当工事なし

補助対象とならない工事（例）

	工 種	参考他事業（○）及び備考（*）	参考他事業 問い合わせ先（長崎市）	
□	所有建物に係る事項	□ 新築、増築、改築工事	* 既設住戸のリフォーム工事に限る	
		□ 公共工事の施工に伴う補償工事		
		□ 所有の賃貸住宅	* 申請者が居住又は居住予定の住戸に限る	
		□ 店舗、事務所の改装	* 申請者が居住又は居住予定の住戸に限る	
		□ 耐震改修工事	○安全・安心住まいづくり支援事業（木造戸建住宅耐震） * 補助対象工事との併用可能ですが、工事の区分が必要です。	長崎市 建築指導課 095-829-1174
		□ 解体工事	○特定空家等除去費補助金 * 補助対象工事に伴う撤去工事は対象になります	長崎市 建築指導課 095-829-1174
		□ 下水道接続工事	○水洗化補助金交付制度 * 敷地内配管は対象となる場合があります	長崎市 上下水道局 料金サービス課 095-829-1183
□	備品・消耗品	□ 給湯器具の新設、交換、撤去	* 給湯器、湯沸し器、風呂釜 等	
		□ 電化製品の購入、設置、交換	* アンテナ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫 等	
		□ 電話、インターネット等の配線工事		
		□ 太陽光発電設備の設置、交換、移設	* 屋根塗装等のための撤去・設置についても対象外	
		□ 家具・什器の購入、設置	* カップボード・サイドボックス・水屋・下足箱 等含む	
		□ 玄関ドアの鍵のみの取替		
□	防蟻・清掃	□ シロアリ等の駆除及び防蟻処理		
		□ ハウスクリーニング		
		□ 配管の詰りおよび洗管（管の清掃）		
□	外構	□ ブロック塀及びフェンスの改修、新設		
		□ 造園（池、植栽）などの修景工事		
□	車庫	□ 別棟の車庫改装		
		□ カーポート及び舗装		
□	その他	□ 対象工事に伴う家具や機器の移動に係る費用	* エアコン屋外機も含む	
		□ 現地調査や管理及び各種申請に係る費用	* 事前調査費、交通誘導員、道路占用料 等	

※「補助対象となるリフォーム工事」「補助対象とならない工事」共に、あくまでも（例）ですので、不明な場合は長崎市住宅政策室（095-829-1189）までお問い合わせ下さい。

※介護、障害についての助成については、長崎市介護保険課（095-829-1163）及び長崎市障害福祉課（095-829-1141）までお問い合わせください。